

第三十一次回国会 衆議院 内閣委員會議録 第十号

昭和三十四年二月二十四日(火曜日)

午後一時三十八分開議

出席委員

委員長代理 理事平井 義一君

理事岡崎 英城君 理事高瀬 傳君

理事前田 正男君 理事受田 新吉君

理事木原津與志君

今松 治郎君

小金 義照君

出中 龍夫君

船田 中君

石山 權作君

出席國務大臣

國務大臣 伊能繁次郎君

出席政府委員

行政管理政務次官 濱野 清吾君

總理府事務官 (行政管理庁行政管理局長) 岡部 史郎君

防衛庁参事官 (經理局長) 山下 武利君

法務政務次官 木島 虎藏君

文部政務次官 高見 三郎君

文部事務官 (大臣官房總務参事官) 齋藤 正君

農林政務次官 石坂 繁君

農林事務官 (大臣官房長) 齋藤 誠君

運輸政務次官 中馬 辰猪君

運輸技官 (港務局長) 中道 峰夫君

運輸事務官 (航空局長) 林 坦君

郵政政務次官 廣瀬 正雄君

郵政事務官 (大臣官房文書課長) 上原 一郎君

委員外の出席者

農林事務官 正井 保之君

(農地局参事官) 專門員 安倍 三郎君

二月十九日

委員栗林三郎君及び中村英男君辭任につき、その補欠として齋ヶ久保重光君及び八木昇君が議長の指名で委員に選任された。

二月十九日

農地被買収者問題調査会設置法案 (内閣提出一六一号) 同月二十三日

文官恩給調整に関する請願 (綾部健太郎君紹介)(第一六一三号)

同(大野公義君紹介)(第一六一四号)

同(井岡大治君紹介)(第一六一五号)

同(小松幹君紹介)(第一六一六号)

同(杉山元治郎君紹介)(第一六一七号)

同(西村英一君紹介)(第一六一八号)

同(浅香忠雄君紹介)(第一六三七号)

同(若本信行君紹介)(第一六三八号)

同(外一件(周東英雄君紹介)(第一六三九号)

同(薄田美朝君紹介)(第一六四〇号)

同(林謙治君紹介)(第一六四一号)

同(外一件(林唯義君紹介)(第一六四二号)

同(根本龍太郎君紹介)(第一六四三号)

同(鳩山一郎君紹介)(第一六六九号)

同(廣瀬正雄君紹介)(第一六七〇号)

同(足立篤郎君紹介)(第一六八三号)

同(受田新吉君紹介)(第一六八四号)

同(外五件(遠藤三郎君紹介)(第一六八五号)

同(大矢省三君紹介)(第一六八六号)

同(鍛冶長作君紹介)(第一六八七号)

同(片島港君紹介)(第一六八八号)

同(木下哲君紹介)(第一六八九号)

同(河野密君紹介)(第一六九〇号)

同(中嶋英夫君紹介)(第一六九一号)

同(中村高一君紹介)(第一六九二号)

同(原茂君紹介)(第一六九三号)

同(廣瀬勝邦君紹介)(第一六九四号)

同(北條秀一君紹介)(第一六九五号)

同(三宅正一君紹介)(第一六九六号)

同(森島守人君紹介)(第一六九七号)

同(安井吉典君紹介)(第一六九八号)

同(秋山利恭君紹介)(第一七〇七号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第一七〇八号)

同(中馬辰猪君紹介)(第一七〇九号)

同(外一件(福田篤泰君紹介)(第一七九九号)

同(西村直己君紹介)(第一七二〇号)

同(橋本渡君紹介)(第一七二〇三号)

同(山崎巖君紹介)(第一七〇四号)

同(小金義照君紹介)(第一七四九号)

同(外四件(福田篤泰君紹介)(第一八〇〇号)

同(外四件(福田篤泰君紹介)(第一八〇〇号)

同(外四件(福田篤泰君紹介)(第一八〇〇号)

同(外四件(福田篤泰君紹介)(第一八〇〇号)

同(外四件(福田篤泰君紹介)(第一八〇〇号)

同(外四件(福田篤泰君紹介)(第一八〇〇号)

同(外四件(福田篤泰君紹介)(第一八〇〇号)

同(外四件(福田篤泰君紹介)(第一八〇〇号)

同(外四件(福田篤泰君紹介)(第一八〇〇号)

同(外四件(福田篤泰君紹介)(第一八〇〇号)

同(外四件(福田篤泰君紹介)(第一八〇〇号)

同(外四件(福田篤泰君紹介)(第一八〇〇号)

同(外四件(福田篤泰君紹介)(第一八〇〇号)

同(外四件(福田篤泰君紹介)(第一八〇〇号)

同(外四件(福田篤泰君紹介)(第一八〇〇号)

同(服部安司君紹介)(第一六七一号)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第一七〇六号)

同(外五件(遠藤三郎君紹介)(第一六八五号)

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願(山下春江君紹介)(第一六四五号)

恩給法の一部改正に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第一六六六号)

建國記念日制定に関する請願(江崎真澄君紹介)(第一六四六号)

同(小林清治君紹介)(第一六四七号)

同(中垣國男君紹介)(第一六六七号)

同(丹羽兵助君紹介)(第一六六八号)

同(早稲田柳右エ門君紹介)(第一七五一号)

寒冷地手当増額に関する請願(外一件(柳谷清三郎君紹介)(第一六七二号)

同(飯塚定輔君紹介)(第一六九九号)

同(石山權作君紹介)(第一七〇〇号)

同(栗林三郎君紹介)(第一七〇一号)

同(外三十三件(羽田武嗣郎君紹介)(第一七五〇号)

恩給法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(木村守江君紹介)(第一七〇二号)

山形県下の寒冷地給地是正等に関する請願(西村力弥君紹介)(第一七〇五号)

軍人恩給是正に関する請願(外二件(福田篤泰君紹介)(第一八〇一号)

は本委員会に付託された。

二月二十三日

建國記念日制定に関する陳情書(焼津市大住村松千代外二十七名)(第三

九四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

昭和三十四年度防衛関係予算に関する説明聴取

○平井委員長代理 これより会議を開きます。

内海委員長は所用のため不在でありますので、委員長の指名によりまして私は委員長の職務を行います。

連合審査会開会申入れに関する件についてお諮りいたします。ただいま外務委員会において審査中の外務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○平井委員長代理 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平井委員長代理 郵政省設置法の一部を改正する法律案、法務省設置法の一部を改正する法律案、文部省設置法の一部を改正する法律案、運輸省設置法の一部を改正する法律案及び農林省設置法の一部を改正する法律案の各案を議題とし、質疑を許します。受田新吉君。

○受田委員 最初に郵政省に対する質問をいたします。郵政省が今度通信省に省名を変更される点が今回の改正の理由の第一点ですが、この問題については、この前石橋委員からも省名変更に対してなぜ通の字を使わなければならないかということを探ねたのですけれども、私も一歩突っ込んで、この通信省という名称を用いられるに至った理由の中に——当用漢字ではあるが、しかしなるべく使ってもらいたくない二十八字の中に、これが国語審議会でも考えられておるといふ段階であるにかかわらず、そういうひっかかりが多少でもあるような文字をここで改めて使わなければならない理由を、もう一度御説明願いたいと思います。

○廣瀨政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、今度新しく使おうとしたしております通という字は、御指摘のように当用漢字には入っておりまして、国語審議会におきまして将来なるべく制限したいという希望の字ではあるようですが、現に行われております当用漢字にははつきり載っておりますわけでございます。そこで、実は通という字はあまり簡便でもございませんで、できるならば避けたいというご考慮もございましたが、他に適當な名前がないので、現在郵政省でやっております行政の実態と合せるの

にはどうしても通という字を使わざるを得ない、通という字も、以前使っておりまして、あの中に虎という字があるのではない、略字の通という字を使うということで提案をいたしておるわけでございます。現に通信委員会とかあるいは通信病院とか、通信協会とか、全通従業員組合とかいうように、通という字は世間に広く使われておる文字でございますので、ぜひ一つお認め願いたいと思っておりますのでございます。

○受田委員 名称を通信と改めると、郵政という時代よりは総合的な意味があるというような理由があるのでございませうか。

○廣瀨政府委員 そのことにつきましては、先般来たたびたび御説明申し上げておりますように、御承知のように以前は通信省という省があったわけでございませう。それが昭和二十四年に郵政省と電氣通信の事業をやります官庁が二つに分れまして、郵便と簡易保険、郵便年金あるいは郵便貯金、振替貯金というような郵政の仕事をやります官庁が郵政省ということになり、電氣通信つまり電氣電話を管理いたします官庁が電氣通信省ということになりました。通信省が郵政省、電氣通信省の二つに分れたわけでございませう。その後、電氣通信省が昭和二十七年に至りまして事業の実態が、国内の電氣通信関係におきましては日本電氣電話公社でやる、それから海外との国際通信におきましては国際電氣電話株式会社でやる。公社と会社ができまして、その際電氣通信つまり電氣電話の行政が郵政省に移ったのでございませう。そのほか電波監理の行政が時を同じく

たしまして昭和二十七年に郵政省に移ったわけでございまして、郵政省が昭和二十四年に発足いたしました当初に比べまして、仕事の内容がぐっとふえて参りましたものですから、この行政の実態と合せるために、郵政省を通信省と改称したい。昭和二十七年に電氣公社あるいは国際電氣電話株式会社ができ、電波監理行政が郵政省に移りました当時変えておきますれば問題なかつたわけでございませうが、その後そのままで今日に至りましたようなわけで、なるべく早く行政の実態と名称を適合させたいということで、最近繰り返し提案をいたしておる次第でございます。

○受田委員 通信の通の字と郵政省の郵という字の語義について、詳細な比較を御説明願いたいのです。

○廣瀨政府委員 通という字は次々に通信をするということらしいのでございまして、郵という字はどうしても郵便とかあるいは簡易保険とか、郵便貯金というような在来の觀念が入っております郵政事業だ、かように考えておるわけでございます。

○受田委員 郵便とかいう意味というのでは納得できない。郵という字の語源、語義というのについて、どなたか政府委員で専門家がおられたら、ちよつと。

○上原政府委員 郵便の郵という字も、宿所とか、あるいは次々と同様な語義ではありますけれども、従来使われておるのは、通という字が実際に使われておるところから、やや広い概念になっておるよう解釈しております。

○受田委員 従来使われておることが

やや広い語義だ、大体意味は次々というところで同じであるということになれば、別に事改めて通の字にする必要もないのではないかと、もう一つは今国語審議会の意向が、なるべく使ってもらいたくない文字になっておるといふものを、ことさらにここで刺激を与えるようなことがいいか悪いかという問題です。私この問題については、こういうことを一つ心配しておる。国語審議会という国語の純性を議する機関がある。その機関で考えられるものは、政府がなるべく尊重するということが大切なことではないか。国語審議会がなるべく使ってもらいたくないような意向を持って、当用漢字ではあつても、これは使用するときには考えたいという範囲に入れているような文字をここで持ち出すということになると、結局通信省の通の字が復活してお役所が新しくできたということになれば、そのことによつて国語審議会に一つの制約を加えるということになりはしないか。国語審議会がまっすぐに行こうとするのに、政治的にここで新しい文字を使うお役所ができるということになると、通信省というお役所があるので当用漢字を制限することができなくなるという結果になりはしないか。ここに一つ問題がある。政治文字が国語審議会を動かすということになるおそれはないかというのを非常に心配しておるのですが、文部省の国語担当の方あるいは総務のどなたでもいいのですが、政治的発言でなくて事務的に発言していただきたい。

○齋藤(正)政府委員 ただいま受田先生のおっしゃいましたように、国語審議会で、昭和二十一年に千八百五十字といういわゆる制限漢字、当用漢字表を定めまして、これを政府に建議いたしました。これに基づきまして、政府としては部内で使用するべき文字、あるいは社会一般に使用するべき文字としてこれを告示し、必要な訓令を出したのでございます。その後社会における実際の使用状況と照らし合せまして、同表の各字について再審議すべきではないかという意見が起りました。昭和二十五年から昭和二十九年にわたって審議いたしました結果、当用漢字表は、全体として日常使用する漢字の範囲を示すものとして、ほとんど妥当なものであるが、若干字についてはその入れかえを考慮すべきではないかという考え方で、いわゆる当用漢字の補正資料というものを世の中に公けいたしました。これは将来当用漢字の補正をする際の一つの参考資料として、一般の批判を求めるといふ趣旨であつたのでございます。今後なお実践を重ねることによつてその実用性あるいは適正さが明らかにされるのである、こういう考え方で補正の問題を審議会として報告があつたのでございませう。これにつきましては現在国語審議会として正式の答申ということでは、当用漢字を補正するという意味の決議なり建議なりはいたしておらない段階で、世間に対して批判を待つという段階の資料となつておるわけでございませう。お尋ねのこの通の字につきましては、その補正資料の中に入つてないわけでございますが、私どもとしては郵政省が電氣通信を含む意味で通信という省名に復帰したいというお考えでございませうし、それから御質問にありま

した——これは私自身の考えでござい  
ますが、郵と通の一字の語義というも  
のは次々にとかあるいはゆるゆると  
とかいう意味で、違わないかもしれま  
せんが、郵政省で考えになっており  
ますのは、従来の用語で通信と言っ  
た場合で、電気通信その他の概念を包  
摂しようというお考えのように承わつ  
ておりました、郵政という郵便の行政と  
いうものでは、少し狭過ぎるのではな  
いかというお考えのように私たちが  
受け取ったわけでございまして、これ  
は数回にわたって閣議決定になったこ  
とでございまして、私たちが特別  
の意見もございせん。

○受田委員 私今のお答えでちよつと  
納得がいけないことがあるのですが、  
もう一つ具体的な立場からお尋ねせ  
なければいけません、現実には補正文  
字の中に考えられている通の字が新聞  
や雑誌等に使われておりますかありま  
せんか。

○齋藤(正)政府委員 新聞等ではこの  
補正の表を参考として実施しているよ  
うに聞いております。従いまして新聞  
の方は私正確には存じませんが、使っ  
ていないことは少ないのではないと思  
います。

○受田委員 少しという、結局使っ  
ていることもあるというわけですか、  
あるいは通の字はもう原則として使  
ていないということになるのですか、  
どちらかお答え願いたい。

○齋藤(正)政府委員 そこまで実は私  
はつきり存じません。

○受田委員 今総務参事官たるあなた  
は個人の意見を最後に加えられたわけ  
ですが、個人の見解というものは事務  
官僚としてはあまり露骨に出しては

いたくない。公人としての御発言をお  
願いたいです。

そこで、新聞等においてはもう現に  
使われてない文字だ、通用してない文  
字だということになると、その通用さ  
せてない文字を今度新たに強制通用さ  
せることになるので、国会で法  
案が通つて通用を強制的にさせるとい  
うことになる、政治力によって文字  
が生まれ、その文字は国語審議会では  
補正すべきでない。現に通信省とい  
うものがあるから、その方へ使わなけ  
ばならぬ。今、国会の場合などは通信  
委員会というものはあるが、これは国会  
の立法機関の内部の機関であるから、  
外部に影響を及ぼすことはほとんどあ  
りません。通信省となると一々通牒を  
出して、国民に行政事務上の浸透をは  
からなければならぬので、非常に影響  
力が大きくなる。だからこそこの法案  
を見ると、通信の字に替えるためにも  
のすこい改正要件が書かれてある。あ  
の通の字を使つたばかりにこの法案が  
分厚くなつてしまつたのです。そうい  
うややこしい法律手続を経てまでや  
らなければならぬほど大きな理由があ  
るかどうか。そうしてもう一つは、民  
間で現に使われてないというものが  
はつきりしておるとするならば、政治  
的な形で生まれた文字を純粋な国語審  
議会などに圧力をかけて、現に通用し  
た通の字だから国語審議会も補正すべ  
き文字じゃないということ、純粋な  
当用文字としなければならぬというこ  
とに圧力を受けはしないかというこ  
とです。

○廣瀨政府委員 御質問の第一点の、  
なぜ変えなくては悪いかということに  
つきましては、先ほど来御説明いたし

ております通り、行政の実態と名称を  
合せたいということでありまして、こ  
れはぜひ必要な重要性があるものだ  
と考えているわけでございまして。  
それから世間通用のことにつきまし  
ては、今文部当局からあまり新聞など  
で取り扱っていないということござ  
いますけれども、通信委員会とか、通  
信病院とか、通信協会とか、全通と  
か、通という字は盛んに使われており  
ます文字なのでございまして、使つて  
いることは事実でございまして。決して  
こちらの方から圧力をかけてどうとい  
うことは考えられないのではないかと  
思つております。ただしし通信省と  
いう省名になりますと、従来郵政省と  
呼称していたのが通信省になりますか  
ら、使う回数というものが相当多くな  
るのではないかと思ひますけれども、  
決して政治的に圧力とかなんとかとい  
うことは考えられないのではないかと  
思つております。

○受田委員 通信病院には一般の電気  
通信関係の職員も一緒に含めた患者を  
入れる、すなわち通信省と改正された  
後のすべての関係の役所の患者を入れ  
る病院であるかどうか。ほかに電気通  
信の病院長があるかどうか。それが  
ら全通の場合は、昔の通信省の名称の  
通という字をとつてあるけれども、こ  
れは電気通信の組合とは別の形になつ  
ている。ただ従来使つた文字をそのま  
ま残しているだけです。国会の通信委  
員会というのは政治的な形で生まれて  
いる委員会であつて、別に対外的に影  
響を与える通信省の発足とは変つた性  
格を持つたことについての御答弁  
をお願いいたします。

は、電気通信関係もやはり通信病院と  
申しておりますし、郵政省関係も通信  
病院と申しております、どつちも通  
信病院で通用いたしているわけでござ  
います。それから国会とか全通関係の  
御指摘でございましたが、全通は通信  
従業員、通信という仕事で昭和二十二  
年以來郵政省ではございましてすけれ  
ども、実態を表わしているということ  
通信という文字を使つて、全通従業員  
労働組合ということになっておるわけ  
でございまして。

○受田委員 次官、われわれは別にこ  
だわる意味ではないのですが、現に使  
われている通信病院とか通信委員会と  
かいうものがあるから通信省にする  
という理論が、現実になり立つたか  
かという問題ですが、今まで郵政省に  
変つても通信病院はそのまま残つてい  
るということ、別におかしな感じが  
しなかつたわけですが、そういう問題  
があること、もう一つ、昔は通信省  
といつて、通信大臣といふのは伴食大  
臣、三等大臣であつた。明治以來最  
力のない大臣が通信大臣であつた。し  
かしながら郵政大臣になって以來、こ  
こに武知元郵政大臣がおられますが、  
郵政大臣は歴代大物なものである。郵政  
大臣という名になってから後に大臣の  
實権が急に上つた。武知さんなどはそ  
の例に漏れない。佐藤作氏にしても  
武知勇記氏にしても、党内の大物が郵  
政大臣になつてゐる。郵政大臣の方が  
實権がある。通信大臣時代は伴食大臣  
であつた。こういうことも考えられな  
ければならないと思うのですが、これ  
は田中角榮君が郵政大臣になつて、通信  
という文字に非常に郷愁を感じられた  
のではないかと思うのですが、この意

味から郵政という方がむしろ省の實権  
を示すのには、新鮮さと、通信省など  
という古い印象を与えない新しい力が  
みなぎるのではないか。むしろ郵政大  
臣、郵政政務次官という方が實権があ  
ると思うのですが、一つお答え願  
いたい。

○廣瀨政府委員 どうも實権の問題は  
私よくわからないのでございましてす  
けれども、郵政より通信になりました方  
行政の範囲がかなり広く意味される。  
またそれが実体にそぐつていてとい  
うようなことだけは事実だと思ひま  
す。

○受田委員 では総務参事官、今の問  
題ですが、国語審議会が一度使われた  
この文字に対して、現に通信省と使わ  
れているからというので、そのために  
補正すべき文字の中からははずして、  
用文字として現存させるといふこと  
なるおそれはありませんか。通信省の  
名前が使われても依然として郵政省時  
代と変らぬきびしい考えでいくとい  
ふことで変りはないかどうか、そこを  
一つ……。

○齋藤(正)政府委員 先ほど申し上げ  
ましたように、国語審議会としては、  
審議会が一応各方面の批判を仰ぐため  
の中間的な報告として出されたのでご  
ざいまして、その最終的な取扱いにつ  
いては、私どもは国語審議会としては  
まだ進行の段階だと存じております。  
従いまして先生のおっしゃいましたよ  
うに、文部省として国語審議会の審議  
自体に注文をつけるのか、そういうよ  
うなことは毛頭あり得ないことであ  
ると思ひますし、国語審議会はいろ  
いろな国語上の観点から、あるいは社会

味から郵政という方がむしろ省の實権  
を示すのには、新鮮さと、通信省など  
という古い印象を与えない新しい力が  
みなぎるのではないか。むしろ郵政大  
臣、郵政政務次官という方が實権があ  
ると思うのですが、一つお答え願  
いたい。

上のいろいろな観点から十分に今後、当用漢字の補正の問題を審議して参る、かように存じております。

**○受田委員** 通信省の問題はそれでおきます。また御苦勞願う日があると思ふのですが……

私、この際ちよつと行管の方に伺いたいことがあるのです。山口長官に来ていただくことを希望しておるのですが、お見えになりませんか、やむを得ずあなたにお尋ねしますが、この間あなたの所管の行政審議会から答申があったわけですか。その答申を拝見しますと、その中に行政機構の改善に関する希望として、審議会の整理改革を断行するといふ意味の規定があるわけですか。その審議会の整理改革を行うといふことは、あなたとしては非常に重大なお仕事の一つだと思つておるのですが、最近法案の中に出されてはいる行政機構の改革は、次長がふえたり、官房長がふえたり、あるいは審議会が相次いでできたりしている傾向があるわけですか。全部それですか。これは行管としては行政審議会の答申に忠実にこの問題を考へて容認されたのか、あるいは各省の要求やむなく行政審議会の答申を目標としてお認めになったのか、お答えを願ひたいと思ひます。

**○岡部政府委員** 受田委員にお答え申し上げますが、審議会が現在非常にたくさんあって、それが活用されていなくさんあって、それが活用されていなくさんはないかという批判が多いことにかんがみまして、行政審議会といたしましては、この審議会の実情について調査いたしました、多数ある審議会においていろいろな欠点のあるものもあるもので、あるいは役目が終わったようなものもあるもので、そういうような

ものは廃止その他の措置をとるべきである、また審議会のあり方としてはこうあるべきであるというふうなことが答申に見えておりますので、私も現在在りあります審議会の整理につきましても、その答申の趣旨を尊重して扱いたいと思つております。これから各省の行政の実情に即して審議会を設けようといはします場合にございまして、この審議会の答申の趣旨を尊重いたしますとして、その構成であるとかあり方とかにつきましまして、この線に沿うように処置いたして参つております。

**○受田委員** 行政審議会の答申の中に、原則として閣議決定で設置したものは廃止する、やむなく必要なものは法律の手續による、その次にこの基準に照らして廃止統合すべきものとして四十幾つかの審議会を例示しておられるわけですか。その例示されたものと今回各省に設置されておる審議機関とをどういふふうにならみ合せてごらんになったか、一つ一つ例をあげてお示し願ひたいと思ひます。

**○岡部政府委員** お示しの通り、行政審議会は約四十の審議会を問題といたしまして、いろいろな基準を設けてその整理統合をはかつてはどうかということにございまして、そのうち特に廃止を適當とするものをあげられたものがございまして。その第一の理由は、まず任務が終了したものは廃止するのが當然だということに指摘されております。これは全くその通りでございまして、この国会におきましてここにこの答申にあげられてありますが、科

学技術庁及び農林省にある評価審査会あるいは通産省にある石油鉱業権評価審査会、特許庁にありまして特許補償等審査会並びに工業所有権制度改正審査会、これらはいずれも廃止の手續を国会に対して法律の形でとつております。また閣議決定で設置されたものはこれは廃止する、そうして必要なものは法律の根拠づけを行うようにということにございまして、たとえて申しますると、ここに掲げてあります金融機関資金審議会というのが大蔵省にあります。これは大蔵省設置法で設置することにする。その他の審議会につきましても必要なものは法律で設置することにいたしますが、その他のものは原則として閣議決定でこれ

を廃止したいと考えて、目下準備中でございます。

**○受田委員** 閣議決定で廃止したいというものの中にどういふものが今考えられておられるのか、例をあげてもらいたいのと思ひます。

**○岡部政府委員** 現在閣議決定に基づく審議会は、いろいろ御心配いただきましてだんだん減つて参りまして、現在総数八つでございます。八つでございますから、一々列挙いたしてみますと、内閣に設けられております治山治水対策審議会及び経済懇談会は、これは大体廃止してもよからうというふうな内相談になつております。それから大蔵省の金融機関資金審議会はこれはもう法律で設けることになつておるので、直ちに廃止の手續をとつてよろしいと思つております。それから労働省に設けております港灣労働問題審議会は今年の三月三十一日で廃止になりますので、これはこのままでよろしいと思つたしまして、もしも必要ならば別途法律で設けたらよからうではないかとこころ考えております。また原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会も、大体厚生省の意向でもこれをこの形で置かなくてもいいだろうということになつております。また外務省の賠償実施懇談会も、これも設けまして一年半の間一度も会議を開いてないというふうな状態でございますので、大抵これも廃止できる見通しでございます。大蔵省にありますが、これもまた需給協議会は、これはミツマタ生産者の利害に重要な関係がございまして、これをどういふ形にするかは慎重に今考えております。

**○受田委員** 今幾つか例をおあげにいたしました。もう一つ審議会で問題があるのは、国会議員が連なつていく場合、これは立法機関の人が連なつていく場合ですが、これなども国会議員は国会審議で十分努力できるのですから、それは入るべき筋のものじゃないというのが原則であらうと思つております。

そういう意味で行政機構の改革といふものについては、やはりあなたの方としては筋を通して各省に迫つていかなければならぬ。官房長などといふのも、これは大体各省にわたつて連絡調整の責任とか予算獲得の責任とかいふものを負わされた形で、政治的な行動をするポストのような印象を受けるのです。そういう意味からできるだけ押えると

そういう努力をされなければならぬと思つたので、今度郵政省と文部省が出されたことについて、行管としては何か考えられたのですか。

**○岡部政府委員** 全くお説ごもっともでございます。そういう点につきまして十分配慮いたした結果でございます。

**○受田委員** 配慮したのですか。そうですね、そう

しますと法務省は今ないわけなんだ。この間平井議員から法務省も作つてはどうかという御希望もあつたのですが、法務省だけは必要がないと行管は認められたのですか。

**○岡部政府委員** 官房長という制度は戦後の制度でございますが、これが実施された結果を私も行政管理局の立場から見まして、非常に有効な役に立つ制度であると考えております。そういう意味におきまして各省ほとんど漏れなく設けるようになったわけでございますが、法務省だけは……これは法務省だけが特別要らないということではございせんけれども、法務省には特別の伝統、因縁、歴史がございまして、官房長はあつた方がいいと考へられる意見もあるけれども、今の段階においては、そういういろいろな事情があるので、自分の方だけはこれは遠慮するというような形になつておりました。その実情につきましてはあるいはお尋ねがあれば、もつとございばらんに申し上げてもよろしゅうございまして、法務省の特殊性を尊重いたしまして、そういう取り計らいをしたわけでございます。

**○岡部政府委員** もっと詳しくいって要点だけ言つて下さい。

**○岡部政府委員** これはきわめて大事なことでございまして、法務省の前身である法務府には官房長という地位がございまして、それが法務省になりましたが、官房長という制度をなくしたわけでございますが、これは行政機構等の改革とからみまして、その当時官房長に匹敵するような地位といふものを、一つの他の地位を減らす約束になつておりましたので、いろいろないきさつで、そのほかの地位を残したものです

から、そのかわり官房長は事情の許す限りがまんするというような約束になつてゐることも一つの原因なのでございまして、ちよつとさつぱらんに申し上げ過ぎた形になろうかと思ひますが、そういうようなこともありません。そのほかは法務省のいろいろな運営の事情にもよる次第でございまして。

○受田委員 これは少し政治的な改革であり過ぎるですね。われわれとしては聞き捨てならぬことだと思ふ。何か特殊な事情というものは、今までの行きがかりのものを残して官房長は要らぬといふのは、これは取引に使われてゐる。行政改革は取引ではいかぬです。これは実情に即して必要に応じて作られるべきものではないか。あなたの方が全く無制制にやつたのでは、これは何のことやらわからぬです。この前は、おそらくこれ以上は各省設置法の改正案は出ないだらうと思つたら、今度列を並べて襲いかかるようなものす。ごい改革案が出ておる。

もう一つ政務次官にお伺ひしますが、去年の選挙のとき自民党の公約の中に、行政機構を整理して、機構の縮小をはかるということが一つあるわけですが、川島幹事長からも選挙の第一声として発せられておる。御記憶があると思ふのです。この自民党の公約と、それから現在各省が出しておる設置法改正とどういふつながりがあるのですか、ちよつと御答弁を願ひたい。

○濱野政府委員 申すまでもなく行政効率を高める問題でありますから、設置法の改正あるいは改廃などは当然行われるべきだと思ひます。そこで私もといたしましては、とにかく過般国民年金行政機構についても御承知の通り

の答申を受けて、われわれも十分その意見を述べて、ごらんの通りの法案ができたわけでございます。さらにまた公務員制度の問題等もこれはお互い大きな問題でありますので、総理府がたまたま提出の準備中でございまして、さらに港湾行政の改善問題につきましても、審議会の答申を得まして大蔵省、運輸省とたまたま折衝中でございまして、さらにまた自治省の設置についても行政審議会の御意見等もあつたものでございまして、たまたま私どももといたしましては自治庁を中心として、いろいろその実現方に努力してゐるわけでございます。審議会の整理の問題も、受田さんのたまたまの質問の通りでありまして、いろいろ事情もございまして、まだまだいろいろ改廃する点もございまして、いろいろ改廃するだけ公約に沿つてその実現方に努力してゐるわけでございます。

○受田委員 公約と現在やられてゐるのは調整がとれておらぬのです。これはみな機構拡充ですよ。縮小したといふ法案ではないでしよう。今回出された設置法では縮小されたものはないです。

○岡部政府委員 縮小につきましても若干ありますが、今日ほしいものを申し上げますと、厚生省における地方復員部、兵、佐世保、横須賀の三地方復員部の廃止というふうなことも一つの例でございますが、私ももちろんできただけ縮小に努力したいと思ひます。

○受田委員 任務の終わったものを例にとられてはいかぬですよ。任務が終れば当然なんです。これは時がくれば当然終わるわけですから、ちよつと審議会が期間を切つて設けられたのが、その期間

がきたらやめることと同じことなんです。これは取り上げるまでもないのです。この自民党の公約の中にある機構の縮小とは、任務が終わったものやめることであると解釈してよろしゅうございまして。

○濱野政府委員 なるほど私どもは機構の大改革、むしろ行政の効率を高めるといふ意味において改革しよう、こゝういふのでありますから、あるところによりましてはあなたの方のおっしゃるやうに拡充に見える場合もあるかもしれませぬけれども、しかし昔やつたやうな機構の改革、すなわち一割天引き、こゝういふやうなことは私どもはやりたくないといふふうな考へてゐるわけでありまして、やはり私どもが役所に入りまして一番むずかしいと思ふのは、率直に申し上げますと、役所の事務量とそ

の役所の仕事の質といふやうなものがどういふふうな把握されて、どういふやうな見地から定員が生まれ、あるいは局、部が生まれるか、こゝういふやうなことについて十分検討して、ほんとうにどれだけの定員を縮小することができるか、あるいはどれだけの局、部を廃止することができかねるか、こゝういふやうな基本的な問題に私どもは入つていかなければならぬ、こゝういふふうな考へてゐるわけでございます。従

いまして受田さんのように、ただいちずに頭から縮小されていぬではないか、こゝういふやうなことはよほど慎重に見てもらわぬと、ほんとうのことは出てこぬ。私は大臣にしかられるかもしらぬし、あるいは与党からしかられるかもしらぬと思ふけれども、何でもかんでも切つてしまふことがすなわち縮小だといふ印象は、これは少々考へ

なければならぬ、こゝういふふうな思つてゐるわけでありまして。これがお気に召さないかもわかりませんが、これもそれがやはり役所の仕事でも民間の仕事でも同じだと思ふ。ですから、受田さんからおしかりを受けても、こゝういふことに努力はするけれども、なかなかこれを縮小したといふようには見えないかも知れません。しかしこまかく見ていただければ、これは効率が相当上つて、そしてさらになおふくべききものが、あるいはある程度でとま

たかといふやうな見方もできると思ふのです。

○受田委員 あなたは、もつと広がるところをこの程度で押えたといふので、われわれの努力を認めてもらいたいといふやうなお口ぶりのようです。そこで、現在程度の機構改革は認めてくれなればならぬといふやうな意味にとれるのです。私はあなたの方の公約で、機構の縮小といふやうな大方針を掲げられたことは、結局今まで官庁の能率を上げるのに、不要な役所、不要な局、部、課があつて、そこで権限争いなどもあつたから、こゝういふときは一本にするといふやうなことがしばしばあつていいと思ふのです。こゝういふものの実体的な縮小は一つもない。当然任務が終つたやうなものだけを廃止するといふ意味では、これは機構改革の中に含まれてゐる機構の整備縮小といふことにならぬ。行政審議会の答申にこゝういふことだと思ふのです。そこであなたの方の山口長官は、その公約の実施にはやぶさかでないといふこと、それから高級官僚の勤務評定も必ず実施して、午前八時半に登庁しない者は厳重処分するといふ約束も

この問してくれたのです。こゝういふことについて、つまり官庁の能率を上げ、そして機構の中で整備縮小すべきものはやるといふやうなこともあつていいのじゃないかと思ふのです。その点ちよつとお聞きしますが、あなたの方の勤務評定をどういふふうな実施されておるか、ちよつと伺ひたい。

○濱野政府委員 私は不敏にして大臣の御答弁を伺つておりませんでしたので……

○岡部政府委員 行政官理庁の監察局におきまして、お尋ねの勤務評定という趣旨は、これはもう各省大臣の責任の問題でございまして、行政が能率よく、うまくいくように、各部門にわたつて監察に努力しております。

○受田委員 そのうすすす、これはちよつと横道にそれたわけですが、高級官僚の勤務については、定期出勤といふことは、こゝういふやうな大方針を掲げられたことは、結局今まで官庁の能率を上げるのに、不要な役所、不要な局、部、課があつて、そこで権限争いなどもあつたから、こゝういふときは一本にするといふやうなことがしばしばあつていいと思ふのです。こゝういふものの実体的な縮小は一つもない。当然任務が終つたやうなものだけを廃止するといふ意味では、これは機構改革の中に含まれてゐる機構の整備縮小といふことにならぬ。行政審議会の答申にこゝういふことだと思ふのです。そこであなたの方の山口長官は、その公約の実施にはやぶさかでないといふこと、それから高級官僚の勤務評定も必ず実施して、午前八時半に登庁しない者は厳重処分するといふ約束も

この問してくれたのです。こゝういふことについて、つまり官庁の能率を上げ、そして機構の中で整備縮小すべきものはやるといふやうなこともあつていいのじゃないかと思ふのです。その点ちよつとお聞きしますが、あなたの方の勤務評定をどういふふうな実施されておるか、ちよつと伺ひたい。

第一類第一号 内閣委員会議録第十号 昭和三十四年二月二十四日

この問してくれたのです。こゝういふことについて、つまり官庁の能率を上げ、そして機構の中で整備縮小すべきものはやるといふやうなこともあつていいのじゃないかと思ふのです。その点ちよつとお聞きしますが、あなたの方の勤務評定をどういふふうな実施されておるか、ちよつと伺ひたい。

この問してくれたのです。こゝういふことについて、つまり官庁の能率を上げ、そして機構の中で整備縮小すべきものはやるといふやうなこともあつていいのじゃないかと思ふのです。その点ちよつとお聞きしますが、あなたの方の勤務評定をどういふふうな実施されておるか、ちよつと伺ひたい。

この問してくれたのです。こゝういふことについて、つまり官庁の能率を上げ、そして機構の中で整備縮小すべきものはやるといふやうなこともあつていいのじゃないかと思ふのです。その点ちよつとお聞きしますが、あなたの方の勤務評定をどういふふうな実施されておるか、ちよつと伺ひたい。

この問してくれたのです。こゝういふことについて、つまり官庁の能率を上げ、そして機構の中で整備縮小すべきものはやるといふやうなこともあつていいのじゃないかと思ふのです。その点ちよつとお聞きしますが、あなたの方の勤務評定をどういふふうな実施されておるか、ちよつと伺ひたい。

つきましては、この席でちょっとお答えできかねる状態でございます。

○受田委員 個人の名譽にも関するものでしょうから、お答えできかねれば、後刻お二人で一つ詳細に資料を出してもらいたい。これは問題だと思ふ。つまり役所へ行っても、局長、課長クラスで八時半に登庁してない者があつたら、官庁の勤務時間は午前八時半に始まる。できれば政府において、これより相当期間にわたつて、高級官僚の方々の勤務状況を一つ御調査の上、国会に御報告を願つたらわれわれとしては非常に仕合せだと思ふ。これも当局でできる仕事かどうか一つ伺いたいと思ふ。

○岡部政府委員 勤務時間を定めるのは、これは御承知の通り給与法ではつきまがつております。給与法を完全に実施するのは人事院の独占的な権限になっておりますので、実はそういうような資料を国会に差し上げるということも、これは人事院の権限に属することでございますので、先ほど申し上げました通りの意味におきまして、一つお取り計らい願ひたいと思ふ。

○受田委員 行政監察というものは、勤務時間は対象にはなりません。勤務時間は対象の外にありますか。勤務時間は対象の外にありますか。

○岡部政府委員 行政監察は行政の運営が能率的に行われるように監察することでございますので、もちろん公務員が勤務時間内において能率を上げられるようになっておるかどうかが、これは、その監察の対象の中に含まれることと考えております。

○受田委員 高級な方々の能率がどうかという事は、そうするとやはりあなたの方の調査の対象になりますね。

やろうと思ふ……。

○濱野政府委員 なると思ふ。○受田委員 しかばその対象になるものの調査をお願い申し上げて、その各省にわたる事務の能率化に、行管としては御協力あらんことを願ひしておきます。

いま一つ、審議会の委員の問題ですが、委員の顔ぶれの中に、もう特定の人が、どの委員会にも顔を出す人があつたわけですね。これは例をあげません。大学の先生であつても、ある特定の人がひんぱんにそこにおいでになる。そういうようなことでは大学の先生の任務が尽されるかどうかという問題が起るわけです。委員会や審議会へ出るだけでも精一ぱいではないか。そういう場合に、各省のそういう審議会、委員会等に委員を任命される際に、一人の人が幾つも幾つも出ておらぬかということ調査をされて任命されておるか、そんなことは全然連絡もなく勝手に任命されておるか、お答えを願ひたい。

○岡部政府委員 ただいまの受田委員の御説は二重の意味においてまことにごもっともでございますので、政府側といたしましてはその点は慎重な手続をとつておりまして、そういうことのないように、かねがね配慮をいたしておりますし、その実情もある程度まで調査しております。また任命に当りましても、あまりダブリ過ぎないように、できるだけの努力は、政府全体、ことに総理府を中心として細心の注意を払つております。

○受田委員 これもあなたの方でなさるお仕事のひとつだと思ふのですが、審議会の委員の顔ぶれに二重、三重になつておる一番多いのがどれだけあつか、具体的な例があればそれを示してもらいたい。今それをお調べになる間に、もう一つ政務次官に伺ひますか……。

○岡部政府委員 直ちにお答えできませんから……。

ただいま受田委員からの御指摘の点につきましましては、一応調査ができております。従つて具体的な方のお名前までわかっておりますが、それは省略させていただきます。三十三年の三月現在の調べによりますと、審議会の委員を兼ねておる方が、十六から二十までを兼ねておる方が三人いらっしゃいます。十一から十五までを兼ねていらっしゃる方が九人ございまして、それから六つから十までを兼ねていらっしゃる方が四十九人、それでかなり多いものですから、私どもも十分に慎重に配慮しているわけでございまして、それから一つから五つ以下の方が二百三十六人、こんな数字が一応手元にございます。

○受田委員 二十も二十近くも委員会を兼ねるといふことになると、これは一週間のうちにほとんど毎日顔を見せなければいけない人も出てくると思ふ。それは大学の先生の任務は動まらぬ。大学も欠講々々、休講々々といふことになる。本務の方を怠つて兼務の方を本気でやるということになる。これは私は本末転倒もはなはだしいものだと思う。もう一つは同じ顔ぶれがそういうふうになるのを、審議会にも顔を見せなければならぬかという事です。人材雲のごとくおる今日、その人でなければならぬという事はあり得ないことだと思ふ。そういう意味からも人材を適宜簡抜するとい

う、そういう配慮が必要だと思ふ。前回の行管の長官をされた河野さんのごときは、行政審議会の委員など任命されるのに、伝えられるところによれば、その委員の半数の二十名というものは河野長官みずからが委員の人選をされたというところのように聞いている。長官自身の頭腦のいいことはわかりませんが、実際に個人間的な感情で有名人が幾つも委員会を兼ねるといふことになる。もっと人材を野から見出すという努力をしなければならぬと思ふ。これは今まで行管が行なつた大きな失態だと思ふ。今後これを是正していきたいと仰せられました。これを具体的に是正する方向をどういうところへ持つておられるか。今後の方針を伺ひたい。

○岡部政府委員 まことにごもっともなお尋ねでございますが、ただ大学の先生の名譽のためにちょっと申し上げておきたいと思つておられますが、大学の先生方も講義に差しつかえるようなことがあつてはいかぬというので、こういう審議会の委員を非常に強く辞退しておられるのでございまして、実情は、ぜひその先生にお願いしたかなければ困るというので、お聞き願ひいたします。もちろん講義という本来のお仕事を妨げないよう、その数を制限するということが筋だろつと思つております。それでこの審議会の委員は、大体各省大臣が任命権を持つておるものが多いわけでございます。また総理府が

○受田委員 あなたは講義に差しつかえないとおっしゃつたけれども、講義に差しつかえがあることはしばしば学生からも聞いておるし、それから一方審議会の方の側から見ると、その方の委員は大学の講義があるからきょうはこれへ出てこれないと言つておる。結局そんな委員を任命しておるがゆゑに、その審議会に欠席する委員がたつさんおるわけだ。両方損をしておるのです。精勵格闘してはやらぬです。出席率を見ていただければわかると思ふ。ろくに出席もしない。拝み倒すようにして頼みに行つたけれども、審議会に出る審議される日数が非常に少いというふうな委員を拝み倒される必要があらぬか。もっと誠意を持つて研究される人が有名でない人の中にある。そういう人がやがて有名になる。そういう努力をしないで、各省が勝手ばらばらに有名人を任命するということに問題がある。もう一つは行管が全体の調整をはからなければ、総理府がやるわけがないのです。総理府は総理府で所管がある。各省のすべてをやるのは行管でやらなければならぬと思ふ。そういう人選についてあなたの方でまとめられるわけですか。だれがやられますか。

○岡部政府委員 今の制度では、各省に置かれる審議会は各省大臣がその責任において任命されることになってお



ります。総理府におきましては、もちろん総理大臣が任命されることになっております。ただ何と云っても総理府の地位といたしまして、総理府に置かれる審議会の委員が各省の審議会の委員とダブることが多うございますから、従いまして総理府の審議会の委員の人数に当ってそういう点にいろいろ細かい意をいたすということが、全体として今受田委員の御指摘のような方向、改善の方向に向う一歩であろうと考えております。そういうことで受田委員の御指摘のような、すなわち広く専門的な人材を求めるといふことにつきましては、政府全体として異存がないことでありまして、そういう方向に努力しなければならぬとみな考えておりますので、御意向が次第に実現することと思っております。

●受田委員 そうするとその委員の任命に対する調整機関というものが総理府ということになりますか。

●岡部政府委員 法律的に人事についての調整機関がごとははつきり申し上げにくいかと思ひますけれども、先ほど申し上げたようないきさつで事実上そういう調整が進みますし、また各省がそういう心組みになればかなり実績が上ることと考えます。

●受田委員 それは総理府が調整機関になるということも一つあると思ひますが、行管としてはこういう審議会とか委員会とかいうものに対する行政運営上の責任を持っておる役所なので、から、あなたの方で、同じ顔ぶれが各省にまたがるときは十分注意し、指導するということの責任がないですか。

●濱野政府委員 ただいまのお話その通りでありますけれども、今の制度の上から見ますと、各省の大臣が委員を任命するものですから、その調整はやはり内閣全体としてやらなくてはなりません。お説の通り業務の運営改善とか能率を向上するとかいう見地から、私の方で総理大臣に一つの上申をして、その長官に指示を与えることができる権限がございまして、その権限を行使して私の方から総理大臣に上申書を出すことにいたしますから、その点御了承を願ひたいと思ひます。ただ法律上の調整というのは事実上できない制度になっております。

●受田委員 政務次官から対策について御意見を伺ったので、あなたのそうした形の努力を待望しておりますから、次会にまた実態を把握するために御質問します。

では行管の方に対する質問は一応終りまして、文部省の關係の方に尋ねさせていただきます。高見さんにお答え願ひたいのですが、あなたは青年を愛するといふ総理の施政演説の意味からあるところの国立中央青年の家の設置については、相当総理の指示も直接いかにがですか。

●高見政府委員 これは文部省としても青年の家の中央センターを持ちたいと思つていたところ、たまたま東富士の演習場が開放せられたところ、内閣の方に青少年問題協議会がございまして、その方でも同じような構想を持っておりまして、一体となつてこの計画を進めたわけでありまして、所管は文部省の所管ということに話し合ひをつけたわけでありまして、今回御提案申し上げたわけでありまして、

上から見ますと、各省の大臣が委員を任命するものですから、その調整はやはり内閣全体としてやらなくてはなりません。お説の通り業務の運営改善とか能率を向上するとかいう見地から、私の方で総理大臣に一つの上申をして、その長官に指示を与えることができる権限がございまして、その権限を行使して私の方から総理大臣に上申書を出すことにいたしますから、その点御了承を願ひたいと思ひます。ただ法律上の調整というのは事実上できない制度になっております。

●受田委員 政務次官から対策について御意見を伺ったので、あなたのそうした形の努力を待望しておりますから、次会にまた実態を把握するために御質問します。

では行管の方に対する質問は一応終りまして、文部省の關係の方に尋ねさせていただきます。高見さんにお答え願ひたいのですが、あなたは青年を愛するといふ総理の施政演説の意味からあるところの国立中央青年の家の設置については、相当総理の指示も直接いかにがですか。

●高見政府委員 これは文部省としても青年の家の中央センターを持ちたいと思つていたところ、たまたま東富士の演習場が開放せられたところ、内閣の方に青少年問題協議会がございまして、その方でも同じような構想を持っておりまして、一体となつてこの計画を進めたわけでありまして、所管は文部省の所管ということに話し合ひをつけたわけでありまして、今回御提案申し上げたわけでありまして、

●受田委員 岸総理の御意思が特にこの面に現われてはおりませんか。

●高見政府委員 御質問の御趣旨がよくわかりませんが、岸総理も非常に御熱意を持ってこの問題を処理しようといふことでありまして、文部省としてもぜひこれをやりたいといふことで今回お願いをしたわけでありまして、

●受田委員 総理は施政演説においしばしば、青年よ、立てと激励をされておられます。そういう意味から青年対策としてこれが具体化された一つの現われであるかどうかといふことをお尋ねいたします。

●高見政府委員 もちろん岸総理もこの問題について非常な御熱意をお持ちになりまして、総理御自身もこの場所を御視察になっておられますし、総理の御意思が反映してできたといふことについては間違いがないこととあります。

●受田委員 そこで一つ問題があるのですが、総理は青年に奮起を要望されておられる。その青年がいわゆる昔式の古い考え方の青年であつてはならぬ、民主主義の基盤に立つ青年でなければならぬ、そういう意味から、この国立中央青年の家といふものの設置の目的、その運営の内容といふことについてあらまし伺つて、質問を続けたいと思ひます。

●高見政府委員 この施設は、御承知のように東富士のキャンプにおきますアメリカ駐留軍の、どちらかと申しますとレクリエーション施設であつたのであります。私も今度考えております中央青年の家といふのは、全国へたくさんの青年の家を作りますが、その青年の家の中央センターをこへ持つていきたい。もちろん青年を団体

宿泊させますし、団体訓練はいたしますが、これの運営は、昔のいわゆるヒットラー・ユングというふうなものの方でございまして、おのの青年がおののグループにおいて団体的な訓練を積んでいく、それは固なり固なりあるいは地方団体の指導者によって指導すると申しますよりも、むしろグループ活動による団体訓練を積んでいく、こういう構想のもとに進めておるのであります。従来いわゆる団体宿泊とか団体訓練とかいふものゝ観念とは大よそ違つておる自治的な集団の活動、こういうところに重点を置いて考えておるわけでありまして、

●受田委員 これは一億二千万円以上の金をかけてお作りになるわけですが、その金の内容はどういう使い方になつておるのでしょうか、ごく要点だけお答え願ひたい。

●齋藤(正)政府委員 本年度の予算は一億一千九百万円でございます。人件費が約六百万、施設費が六千二百万、設備費が三千万、事業費が一千万、維持費が八百万、以上のような内訳でございます。

●受田委員 六千二百万という施設に要するものは、現にここにある分のほかに別に建物を建てるわけですか。

●齋藤(正)政府委員 施設につきましては、既設の施設、これは二千八百坪余りでございまして、これの補修、改修等が主でございます。新設としては、ただいま政務次官が申し上げましたような団体の野外活動等のための炊き場、それから屋外の食器の洗い場等でございます。

●受田委員 ここで訓練をする、宿泊訓練をする責任者はどういふふうになつておるのか、ここで常時勤務するのか、どういふ形になつておるのか、内容をお示し願ひたいです。

●齋藤(正)政府委員 この青年の家の職員といたしましては、所長のほか、青年の教養の向上あるいはいろいろな助言をなすための専門的な職員、その他直接この青年の家の管理に當る事務的な職員、合計二十名を予定しております。

●受田委員 その二十名の内訳で、国家公務員である職員は—みなそれに入るわけですか、団体の形のものもあるわけですか。

●齋藤(正)政府委員 ただいま申し上げました二十人は国家公務員として定員内の職員でございます。

●受田委員 こうした問題に關連するの事やつておられるが、文化財保護の形で姫路のお城を作る職員がおられるわけですね。これは七、八年間で仕事が片づくといふことなんでしょう。こういう現場の職員は、どういふ形に置いてあるのでしょうか。

●齋藤(正)政府委員 文化財の補修修理等をなす専門的な職員は、文部技官として国家公務員がおられるわけですが、そのほか作業に伴う臨時的な職員もあると思ひますが、ただ文化財の保護事業は、まだ相当長期にわたつていろいろお仕事をありますので、文化財の職員等が数年後にもうなくなつていといふようなものはないと存するのであります。

●受田委員 現場の、たとえば姫路のお城を作つておる作業に當つては、職員、いわゆる常勤的性格を有する非常

勤職員、そういう人々の身分確保ということも考えておるのである。都合によれば定員の中に入れるというような場合もあり得るわけですか。

○齋藤(正)政府委員 これは文部省部内共通の問題でございますけれども、常勤的性格を有する職員につきましては、文部省としては機会あるごとに必要なものは定員内の職員とするように交渉をいたしております。

○受田委員 もう一つ最後に文部省にお伺いしておきたいのですが、この青年の家というものは、中央においてそうした訓練をするのと同時に、地方でもしなければならぬということで、地方にももうすでに自発的に作っているところがある。そこへは適当な補助を与えているということでございますが、全国でどのくらいそういう施設ができておるのか、これもお示し願いたい。

○齋藤(正)政府委員 実は地方に置きます青年の家、県なり市なりで設置しております青年の家は、昭和三十年から三十二年まで国の補助を受けておりますものが二十六施設でございます。本年度すなわち三十三年で、さらに十六施設が補助を受けて、現在建築中でございます。

○受田委員 それに対する補助率は幾らですか。

○齋藤(正)政府委員 三十三年度並びに三十四年度二分の一の補助でございます。

○受田委員 私は文部省のこうした企画については、原則として反対するものではございません。青年のために大いに修練の機会を与えることはけっこうだ。ただこの運営のあり方について

文部省はよほど考えてもらわなければいかぬ。あなたのところの文部大臣は由来自民党の文部大臣だから、自民党の文教政策を推進するのが私の責任だとおっしゃる。教育の中立性などはお忘れしたようなことをおっしゃって

おる。今願ひて、天野さんなどは、非常に中正だったと思うのです。あなた御自身も、かつて仕えた大臣のうちでそれが一番中正であったか、中正の度はおわかりだろうかと思ひます。最近の文部大臣は非常に偏向しておる。その意味から、青年の訓練に当っては文部大臣は、たとえば自民党の某代議士が勧めたものを選ぶとかいうような形にしないで、公平な人選をはかつて、

そうして訓練の内容なども非常に開放的で実質を重んずる、民主主義の基盤をこわさないというはつきりしたものにしなければならぬと思ひます。そういうところの用意はできておりますか。

○齋藤(正)政府委員 学校教育のみならず社会教育におきましても、教育の政治的中立ということは厳重に関係者として心すべきことでございます。現に地方の青年の家におきましても、これは一律な内容ではございません。地域によりましては技術的な訓練ということを主とするものもございますし、主として屋外活動等、体育関係の授業を主とするものもございます。これはそれぞれ地方の実情に応じ、地方の地域青年団の活動に即応して、十分自主的に事業が営まれておるものと考へます。

○受田委員 青年団の中央の会合などで、とかく選ばれる代表が保守系の方のあつせんによる人々が多いわけですか。

こういうことは非常に考えなければならぬ。それは地方の府県は保守系の知事が多いがゆえに、知事の任命による教育委員が、前の公選制度と違って、知事の鼻息で任命されておるから、そこで選ばれる人選なども保守系の顔がきいておるおそれがあるのです。ここをどうか運営の面で中正を保つように、たとい自民党の文部大臣であつても、教育の中立は社会教育も含むのだから、ということではつきりしてやつてもらいたい。これは自民党の代議士であり、文部省の政務次官である高見さん

も十分心得てもらわなければならぬ。その点はつきり中正を保たれるか。人選、運営に当る所信をこころも一度披歴していただきたい。将来それが誤まったならば、今度はあなた方に対する責任を追及することになるのです。

○高見政府委員 文教が政治的中立を保たなければならぬことは、何党の大員であらう、何党の政務次官であらうとこれは不変の原則であります。私もその点についてはおっしゃるまでもなく中正に処置をいたす覚悟であります。さよう御承知を願ひます。

○平井委員長代理 石山権作君。○石山委員 農林省の設置法によつて職員その他が五人増される。五人はどのような役職をお持ちになる方だか、お聞かせ願ひたい。

○石坂政府委員 正井参事官が来ておりますから、参事官から……○正井説明員 名古屋に農地事務局を新設いたしますが、そのために必要な職員として五名の増員が予定されております。

○石山委員 私は増員五人の役職名を聞いています。たとえば局長さん一名ふえる。何々課長さん、何々課を設ける、こういうことを聞いています。

○正井説明員 事務局長に当るもの、それから現在名古屋には建設事務所長がございまして、部長に相当する職でございまして、他に事務局長のほか官房長、管理部長、計画部長、それと官房の課長一名というものが予定されております。

○石山委員 そうすると五人の増員のうち四人まで高級の役職というふうになるだろうと私は思ふわけですが、そうしますと、私表面から見ると、何か高級官僚を作らなければ、役職名を作らなければならぬ、事務所を事務局に格上げしなければならぬというふうな印象にこの説明の中では受け取れるわけですか。必要度というよりも、何か皆さんのグループの中でそろそろ局長にしなければならぬから、幸い日本じゅう見渡してみたら、名古屋の方があつて、あそこを少し格上げをしてその人を回してやるという、こういう印象を受けざるを得ないので、そういう点はいかがでございますか。

○石坂政府委員 ただいま石山委員の御質問のうちには、いかにも人のために役所を設け、もしくは拡大するような御印象をお持ちのように伺つたのであります。この名古屋の農地事務局の設置は、提案理由のときも御説明申し上げましたように、従来名古屋建設事務所というものがあつたことは御承知の通りであります。しかるに愛知県、岐阜県及び三重県の三県をこの事務所は所管いたしておりましたとこ

ろ、この三県の農地関係の仕事、農業者等の仕事は、事業量も非常にふえて参つたわけでありまして、かたがた従来の建設事務所だけでは十分でございませぬので、今回新たに農地事務局に昇格させたのであります。農地事務局に昇格いたしましたれば必然的に、今正井参事官から御答弁申し上げましたように局としての機構を整備いたさなければなりませんので、最小限度に五名をふやしたわけでありまして、決して石山さん御指摘のような趣旨でやつたのではないのでありますから、この段はよく御承をお願ひ申し上げます。

○石山委員 私、おそらくそういうふうな建前で進んでおるだろうと思ひます。無理に拡張しようとしたのではないだろうと思ひますけれども、それに対してはやはりわれわれとしては農林関係をもう少し見た上でないと、適正であるかどうか、なかなかこつちは言ひ得ないと思ひます。

それからもう一つは、今定員法等の問題ともからみまして、各省でそれぞれの人員を求めているわけなんです。そういう場合に、局が一つできて五人の方が増員された。しかもその増員の仕方が、どうも上の方だけが整備をされて、調整その他には私はいくらどうも思う。局長ができることは、所長さんよりも権限があつて、いろいろな点でやりいいたいことは、上の人だけが私の言いたいことは、下の方がそのまゝの形ではいびつなわけではないか、事業量に即応した局の設置に対してはいびつなわけではないかということでございますが、その点はいかがでございますか。

○石坂政府委員 たいま石山委員の御質問のうちには、いかにも人のために役所を設け、もしくは拡大するような御印象をお持ちのように伺つたのであります。この名古屋の農地事務局の設置は、提案理由のときも御説明申し上げましたように、従来名古屋建設事務所というものがあつたことは御承知の通りであります。しかるに愛知県、岐阜県及び三重県の三県をこの事務所は所管いたしておりましたとこ

ろ、この三県の農地関係の仕事、農業者等の仕事は、事業量も非常にふえて参つたわけでありまして、かたがた従来の建設事務所だけでは十分でございませぬので、今回新たに農地事務局に昇格させたのであります。農地事務局に昇格いたしましたれば必然的に、今正井参事官から御答弁申し上げましたように局としての機構を整備いたさなければなりませんので、最小限度に五名をふやしたわけでありまして、決して石山さん御指摘のような趣旨でやつたのではないのでありますから、この段はよく御承をお願ひ申し上げます。

○石山委員 私、おそらくそういうふうな建前で進んでおるだろうと思ひます。無理に拡張しようとしたのではないだろうと思ひますけれども、それに対してはやはりわれわれとしては農林関係をもう少し見た上でないと、適正であるかどうか、なかなかこつちは言ひ得ないと思ひます。

それからもう一つは、今定員法等の問題ともからみまして、各省でそれぞれの人員を求めているわけなんです。そういう場合に、局が一つできて五人の方が増員された。しかもその増員の仕方が、どうも上の方だけが整備をされて、調整その他には私はいくらどうも思う。局長ができることは、所長さんよりも権限があつて、いろいろな点でやりいいたいことは、上の人だけが私の言いたいことは、下の方がそのまゝの形ではいびつなわけではないか、事業量に即応した局の設置に対してはいびつなわけではないかということでございますが、その点はいかがでございますか。

○石坂政府委員 たいま石山委員の御質問のうちには、いかにも人のために役所を設け、もしくは拡大するような御印象をお持ちのように伺つたのであります。この名古屋の農地事務局の設置は、提案理由のときも御説明申し上げましたように、従来名古屋建設事務所というものがあつたことは御承知の通りであります。しかるに愛知県、岐阜県及び三重県の三県をこの事務所は所管いたしておりましたとこ

ろ、この三県の農地関係の仕事、農業者等の仕事は、事業量も非常にふえて参つたわけでありまして、かたがた従来の建設事務所だけでは十分でございませぬので、今回新たに農地事務局に昇格させたのであります。農地事務局に昇格いたしましたれば必然的に、今正井参事官から御答弁申し上げましたように局としての機構を整備いたさなければなりませんので、最小限度に五名をふやしたわけでありまして、決して石山さん御指摘のような趣旨でやつたのではないのでありますから、この段はよく御承をお願ひ申し上げます。

○石山委員 私、おそらくそういうふうな建前で進んでおるだろうと思ひます。無理に拡張しようとしたのではないだろうと思ひますけれども、それに対してはやはりわれわれとしては農林関係をもう少し見た上でないと、適正であるかどうか、なかなかこつちは言ひ得ないと思ひます。

それからもう一つは、今定員法等の問題ともからみまして、各省でそれぞれの人員を求めているわけなんです。そういう場合に、局が一つできて五人の方が増員された。しかもその増員の仕方が、どうも上の方だけが整備をされて、調整その他には私はいくらどうも思う。局長ができることは、所長さんよりも権限があつて、いろいろな点でやりいいたいことは、上の人だけが私の言いたいことは、下の方がそのまゝの形ではいびつなわけではないか、事業量に即応した局の設置に対してはいびつなわけではないかということでございますが、その点はいかがでございますか。

○石坂政府委員 たいま石山委員の御質問のうちには、いかにも人のために役所を設け、もしくは拡大するような御印象をお持ちのように伺つたのであります。この名古屋の農地事務局の設置は、提案理由のときも御説明申し上げましたように、従来名古屋建設事務所というものがあつたことは御承知の通りであります。しかるに愛知県、岐阜県及び三重県の三県をこの事務所は所管いたしておりましたとこ

ろ、この三県の農地関係の仕事、農業者等の仕事は、事業量も非常にふえて参つたわけでありまして、かたがた従来の建設事務所だけでは十分でございませぬので、今回新たに農地事務局に昇格させたのであります。農地事務局に昇格いたしましたれば必然的に、今正井参事官から御答弁申し上げましたように局としての機構を整備いたさなければなりませんので、最小限度に五名をふやしたわけでありまして、決して石山さん御指摘のような趣旨でやつたのではないのでありますから、この段はよく御承をお願ひ申し上げます。



○齋藤誠政府委員 ただいまの御質問は、名古屋農地事務局ができることに伴って高級の幹部五名だけをとったのでは、全体の人的構成において不公正な、不合理な形になるのではなからうか、こういう御質問のように伺ったのでありますが、先ほどから申し上げましたように現在名古屋農地事務局の母体になります名古屋建設事務所というものがございまして、これが三県にわたる建設事業を行なっているわけでございまして、この事務所を使用しております人員が約四百名近くおるわけであります。従ってこれらの人間は当然農地事務局に引き継がれるわけでございまして、五名要求いたしましたものの職掌につきましても先ほど申し上げた通りでございますが、なおこの四百名も加えまして、農地事務局全体として現在四千二百五名の定員を持っておりまして、これらは各事務局の事業分量を考慮して各事務局間の定員配置をいたしておりますので、今御指摘になりましたような点につきましては、現実的に名古屋事務局でどのような事業分量になるかというように十分あわせて考えまして、人的構成について不公正なこと、不合理なことのないように、事業が円滑に遂行できるように体制を整えたい、こういうことで考えている次第でございます。

○石山委員 林野庁の方にお願ひしたいのですが、おられますか。

○平井委員長代理 林野庁はおりません。

○石山委員 政務次官、代行いたしませんか。

○石坂政府委員 今林野庁長官は農林委員会であなたの方の委員から質問を

受けておるものですから、こつちに出席できかねているような状況でございます。

○石山委員 では農林政務次官にお聞きします。あなたは専門の方でいらっしゃるのだらうけれども、林と麦、稲とではだいぶ趣きが違うので私も常識的な質問になるだらうと思ひますが、一つ稲と林を引き比べていたきたいと思ひます。稲の場合は各県で国から援助をいただいたりして試験場なんかも設け、その県でも山間地方とか平野、海岸地方というように分けて、非常に綿密にいい稲の苗を作っております。その苗は強制するわけではなく、指導するわけなんです。今度の林野庁のやり方は、試験場を一つにして種苗場も大げさにやる、こういうようなやり方でございます。私は何も民間事業を抑圧しなさいとか、民間事業が悪いなどとは今申し上げたくないわけですが、木というものは大体三十年間くらいかかるわけで、苗が悪いとそれが三十年間何ばかりつマインナスになって国土の面積を占有するわけです。やり方によっては、二十年で三十年の在来の大きさを越すだけの木がとれるというやり方があるわけ、そのねらいでやられたのが今度の林野庁のやり方だらうと私は思ひます。ですから林野庁といたしましては、それをやるからには優良な種を見つけ、優良な苗を作られると思うのですが、それをただ固有林だけでまかなうというような考え方でいけば、私はどうも間違ひのないかと思ひます。これをやるというところは賛成でございますけれども、その後の経営の仕方がどうであらうか、そういうことをお聞きしたいと思ひます。

○石山委員 法務省の方はおいでですか。

○平井委員長代理 木島政務次官がお

ります。

○石山委員 今度の法案を見ますと、文章の書きかえ、地名の書きかえのところが多いうございまして、少年院に関して事実上こういうようなことがあるわけですが、それはこういうことですか。たとえば某所に少年院を建てる場合、実際上からいってその当該地はあまり歓迎しないわけですが、場所もなるべく市から離れたところ、当然その土地の所有者は農民の方が多いわけですが、その買取等からいって法務省の方々は、農民から見れば法律の神様みたいな思われているわけですが、しかしその買手が、調べたところから見ると尋常の手段ではないというふうな傾向があったことを私見たのです。農民はそういう格好で承諾したので、当然これは国有財産に編入されるわけでございます。しかし残念ながらその少年院が予算の關係で建たなくなつた。そうしたら当然土地はその農民に返還されることになるのが在来の例でございます。しかし法務省と契約されたその条文をよく見ますと、口で言ったことと書かされた条文が違つているわけですが、土地を農民に返してもいいし、返さなくてもいいというふうなあいまいな語句を使つているわけがあります。私ほんとうからいえば、時間があればその原文を持ってきてどっちが正しいのだ、こういうようなやりとりをするのも一つの手段だらうと思ひますが、それではあんまりですか。申上げませんけれども、たとえば移される場合、土地を買われる、そういう場合は信頼されているだけにあやまちないような言辭と行動をとつて

○石山委員 今御指摘のあったようなことは、おそろしく伺つておられると思ひます。法務省としては今お説のように場所を変えたいということとで内交渉をしておつた。ところが予算が取れないというふうなことで、そういう結果になったのだらうと思ひます。その内容を見ませんとよくわかりませんが、今おっしゃつたようなことがあつて、法律を厳格に施行する番人の法務省、そこでそういうような疑いを國民に抱かせるようなことはよくないので、よく注意いたします。

○平井委員長代理 石山君にお願ひ申し上げます。三時半から本会議が開かれるのでありますから、できる限り御簡潔にお願ひ申し上げます。

○石山委員 次に航空の基地等の關係をお聞きしたいのです。今の場合民間のこともお聞きしたいわけですが、今外国から入つてきている飛行機に乗るお客さん、それと日航機で外国へ行くお客さん、そういう数はどういふ關係になっておられますか。

○林(坦)政府委員 國際線に乗るお客のうちで日航機の占めておる割合とい

うるのは、大体二〇%ないし二五%くらいとなっており、今申し上げたのは太平洋でござい、さらに全般を考慮いたしますと一五%くらいになっております。

○石山委員 私三年くらい前に大蔵委員をやっているとき、九州へ国政調査に行ったことがございます。そのとき非常に残念に思ったり不愉快に感じたことは、板付飛行場であったわけですが、アメリカの飛行機が飛んでいるために、私たちはなかなか着陸ができなかった。飛び立つときも、ジェット戦闘機が偵察機か、どっちかだったと思えます。戦闘機が多かったと思えますけれども、いずれこれが二十機くらい飛び立つまでは待機をしなければならぬ、こういうことでした。それから待合室なども、まるで火事があった、あるいはもちろん戦災にあったような形でしたが、バラックで、休む所も非常に粗雑で、これが国内航路の非常に大切な飛行場だというふうには考えられませんでしたが、その当時と今と比較して、国内航路線としての重要起点としてちゃんと整備をされているかどうか、そういうことをここで聞きたいということ、場所が狭い——羽田なんかもその通りですが、日本で使う場所が狭いというようにことを言っているのですが、そういう点はどうなっているのか、新聞で報道されるような格好で実際は運営されているのか、実情を詳しく知らしていただきたいと思います。

○林(坦)政府委員 たいま板付におきまして出発あるいは着陸の場合に、たいぶ待たされたという御体験に基く御質問でございます。この点は確かに

板付の基地は、あそこにジェット機が離発着いたしております関係上、ジェット機の性能、その性質から申しまして、あまりエンジンをつかしたまま待たず、というところができない、非常に不経済な点もござい、また油の余裕をたくさん持つておらぬ関係から、着陸する場合にはすみやかに着陸しない危険であるといったような問題もござい、相応はかの飛行機がそのために滞留を余儀なくされたり、上り待たねばならぬという場合があることは事実でございます。しかしこれは何も米軍だからそうだという意味ではないのでござい、ただいま申し上げましたようにジェット機の扱いに對するきめ方によりまして、そういう結果になっております。そのジェット機の利用の頻度が、かつての朝鮮事変の際のようなわけではございませんので、その点は現在非常に改善されておると存じます。なお福岡の板付の飛行場の待合室その他の面でございますが、これも一昨年でございましたか、あそこにターミナルのビルディングをすでに完成いたしました、現在におきましては旅客の方々にそうした不自由をおかけしないように手配いたしておるわけであり、また民間機の滞留する場所等も別にできておりました、この点は数年前とは見違えるほど改善されておると存じます。

○石山委員 つかないお尋ねをするような格好になります、航空路というものは公的的使命を帯びておりますか。○林(坦)政府委員 航空路は現在管制の対象になっておりまして、指定された航空路を飛ぶ場合には、どこどの飛行機でもセンターの統制を受けて通るといのが現状でございます。○石山委員 局長さんは私の言ったことを別の観点から御答弁されておられるわけ、航空路は公共的ないわゆる道路、港湾は公共的といわれておるわけでしょう。最近は大んだん世の中が変ってきて、私の企業でさえも公的的使命があるなどといっておる時代ですから、航空路の場合はどうでしょうというふうにお聞きしておるわけです。

○林(坦)政府委員 航空路は現在におきましては一般的に通行する場所でございますから、公共的な性質をもちろんと存じます。

○石山委員 そうすると日本国全般から見た場合、航空路は片寄ってはいはないかということなのです。どうも裏日本は航空路を忘れてはいはしないか。私は航空路というものは宣伝等でも飛行機に乗るとよくいただきます。ここから何キロで、ここからここまで間を何時間で飛ば、ところが残念ながらあの航空路を見ても、裏日本には航空路らしいものがないわけですが、そうすると裏日本の連中は公共の利便から置き忘れられてもよいというふうなことになるか、ないのですか。

○林(坦)政府委員 私の申し上げた航空路の公共性という意味が、多少食い違っておったと思えます。ただいまの御質問にありました航空路といわれるのは、われわれの方ではいわゆる路線と称しておるものだろうと思えますが、要するに旅客航のサービスが、裏日本においてはほかの方面に比べてやや不足しておるのじゃないかという意

味の御質問だと存じますので、その点について申し上げたいと思えます。もちろん現在までのところにおきましては、裏日本方面は飛行場その他の完備もいたしておらなかつた面もあり、またその他の施設等も十分にできていなかった点もござい、そういう点の航空路線が十分に今まで開かれていかなかったという事は事実であると思いますが、そういう観点に立ちましても、新年度の予算にはこれを計上することにはいたしました、整備をはかるというふうなことも考えております。それらに従って逐次路線を延ばすという事はわれわれとしても配慮いたしておるところであります。

○石山委員 港灣局の方、おられますね。航空に關しては何も港灣局の方を引き出すわけではないのですが、やはり委員の方々に全体から見ただけで、聞いていた方がいい意味もあつて、私お呼びしたわけなのです。今の局長のお話を承わると、設備がないからというふうな事なの、設備がないからというふうな事なの、私には後進圏——裏日本は後進圏といわれておるわけですね。こういうふうなものは是正するのが国家の役目だと考えておるのです。おくれたところは自由にかまかせておけばどんどんおくれ、いわゆる経済交流の価値のある関西地方あるいは京浜、あるいは、これらにももちろん大切ですが、これらにまかせておけば裏日本はますますさびれてしまふ。東北、北海道はさびれてしまふ。国の任務としては、そういう片寄らないことをやるのが私は大きな行政上の任務だと信じておるのです。それにもかかわらず、局長みたいなお

話を起せば、いかにも何かそこに会社を起して自力でやれるのだ、やらなければこちだつて何もできないのだというふうな御意見になるだろうと思ひます。私はそういう言い方で物事を見られることは非常に残念です。港灣局にお尋ねしますが、港灣の方でも、今盛んに一万トンの船がなければ港としての価値がないと世間でいっているわけなんです。どの裏日本の港も一万トンの船を入れたら、今必死になつておる。ところが現実から見れば——これもあな覚えているように重要港灣の指定というふうな格好で、せんだつて経団連の答申などを見ますと、これを地方から取り上げて、営にするようなお考えがかなり濃厚に出てきております。そうすると裏日本ではこれから何と日本海を利用して貿易をやりたいのだと考えている場合、それは一万トンの船がなければならぬという悲願、こういうふうなものが、たもや今のような格好で置き去りを食う心配があるので、港灣局では今まで裏日本へもかなり目をかけていた、いたという経緯があります。今後どういうふうな考え方で進めていくかということをこの場合お聞かせ願いたい。

○中道政府委員 港灣の整備の点でござい、ただいまお話のござい、私どもの方は経済企画庁の構想等によりまして、五カ年程度の長期計画を立てておられます。これは現在の地方の実情を考慮して、また将来これがどういふふうな発展をするだろうかという点をいろいろの面から検討いたしました、長期計画を立てて、その線に基きまして年度ごとの予算を作成しておるわけ

でございます。ただいまお話もありましたように、一万トン岸壁の件でございますが、これは秋田、酒田等はこの計画がございまして、現在着工いたしておりますし、さらに三十四年度、つまり来年度はそうこれを促進するような措置を考えておるわけでございます。

○石山委員 私、港湾局長にお願いしておきたい点は、飛行機の航空路の問題等を聞いても、要日本は置き去りを食っているということなんです。航空路の場合はまずまずというふうな気持ちもあるけれども、港湾の場合は置き去りを食ったら、今の港湾の背後には工業というものが控えておる。昔のようにただ交通機関であり、ただ土地との連絡機関であるというのと違う。その土地の死命を制する経済の基盤になるのですが、私はまたあとでこの問題はあなたの方の委員会に出て十分お聞かせ願いたいし、私たちの気持ちも聞いていただきたいというふうな考えをしておりますが、これはまあ打ち切りまして、航空局長にもう一つ、裏日本に三十五年度までに何とかして飛行場を設けたい、こういう念願で運動を盛んに起しておる県がそれぞれあるのです。あなたはそれをまだできていないからとかなんとかというふうにおっしゃるのですが、そういう陳情をどういうふうにお考えになっておるか、一つ聞かしていただきたいと思います。

○林(坦)政府委員 裏日本の民間航空の基地といたしましては、南の方から申しますと、美保がございまして、これは現在すでに定期航空が通っております。また小松というのがございまして、これとの間にも定期航空が通っております。

○林(坦)政府委員 裏日本の民間航空の基地といたしましては、南の方から申しますと、美保がございまして、これは現在すでに定期航空が通っております。また小松というのがございまして、これとの間にも定期航空が通っております。

ます。それから新潟がございまして、新潟との間も東京―新潟間は航空路が通っております。しかし先ほど申し上げましたように、まだ施設その他が十分でないというので、来年度の予算をもちまして新潟も整備したい。また佐渡の方も一つ作ろうという計画を立てております。それから富山等も非常に熱心に要望をされて参りました。これに對しまして、政府部内におきましてもいろいろ検討いたしました。しかし今のところはその場所の問題でまだ多少疑問の点もございまして、さらに研究を進めるといふことで、政府部内ではそういうところまで進んでおる状況でございます。(もつと北に進めて下さい)と呼ぶ者あり)さらに北の方も、秋田あたりもまた要求がございましてけれども、具体的な問題としてはまだそれほど具体化しておらぬ現状でございます。おいおいこういうところも進めて参りたいと思っております。

○平井委員長代理 最後に、大事なことであります。航空局長に私から質問いたします。現在、米側が担当しております航空交通管制事業は、日本政府側に全面的に移管をなさるそうですが、その時期はいつごろになりますか。

○林(坦)政府委員 現在米軍が委任を受けてやっております航空交通管制の業務は、大体飛行場ごとに逐次こちら側に戻って参っておりますが、その中核とも申すべき入間川のセンターは、実は大体この七月一日を期して日本側に返るといふ段取りで、すでに取用の準備を進めておる現状でございます。

○平井委員長代理 航空交通管制の仕事が七月に返ってくるというの、行政協定に基づくような取扱いによつてですか。

○林(坦)政府委員 行政協定の第六条第一項に基きまして、日米合同委員会が決定されました日米の政府間の取りきめがございまして、航空交通管制については取りきめがございまして、この中に日本側に十分な力がついたという点については日米間の意見の一致を見るべきまでは、航空交通管制組織の管理を米軍に委任する、こういう点になっておりました。そういう点について両方の意見の一致を見た場合にはこちら側に戻す、こういう建前になっておるわけでございます。

○平井委員長代理 センターの受け入れについて十分準備は整っておりますか。

○林(坦)政府委員 そうして昭和三十三年の四月に合同委員会の下部機構であります航空分科委員会というものが開かれまして、その航空分科委員会におきまして、昭和三十四年七月一日に移管することに大体合意が成立しておるのであります。

○平井委員長代理 これにて各案についての質疑は終了いたしました。これより郵政省設置法の一部を改正する法律案を除く他の四案について討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

各案はいずれも原案の通り可決いたしました。なお各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

○平井委員長代理 御異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

○平井委員長代理 国防の防衛に関する件について調査を進めます。本日は特に昭和三十四年度防衛関係予算について説明を聴取することにいたします。

伊能防衛庁長官 昭和三十四年度防衛庁予算案に關して御説明を申し上げます。すでにお手元へ参考の予算案に対する大要を御配付してございまして、その大綱につきまして私から御説明を申し上げたいと思存いたします。

昭和三十四年度の防衛庁の歳出予算の総額は千三百六十億四千万円でありまして、これを昭和三十三年の歳出予算額千二百億六千万円に比べますと、百五十九億八千万円の増加となっております。これが機関別の内訳は、陸上自衛隊が六百四億八千万円、海上自衛隊が三百二十二億三千万円、航空自衛隊が三百九十億三千万円、その他官房各局、付属機関が四十三億五千四百万円でございます。このほか国庫債務負担行為として総額百九十八億八千七百円を計上いたしておりますが、その内訳は航空機の購入について三十一億八千二百万円、器材の整備について百三十二億四千六百万円、施設の整備

について十四億九百万円、艦船の建造について二十億四千八百万円でございます。また継続費の昭和三十五年度以降年割額として新たに五十三億五千五百円を計上しております。

陸上自衛隊におきましては、制服職員は三十三年度通り十七万人とし、一般職員の定員のみ三十三年度の一万一千九百八十一人を千四百九十九名増加し、従来学校、補給処等に勤務していた制服職員を部隊の新編、増強に振りかえるいわゆる一般職員と制服職員との転換を行なう、方面總監部、地区施設隊等を新設することいたしました。

海上自衛隊におきましては、艦艇十隻の建造を計画しているほか、米國から艦艇八隻の貸供与を予定することにも、大型対潜哨戒機P2V7の國産化第二年度としての生産を見込んでおります。また人員については、現在の制服職員二千五百四十一人、一般職員二千二百六十二人の定員をそれぞれ二千二百二十六人及び五百五十七人増加することとしたしております。

れぞれ六千六百人及び千人増加することといたしております。

官房各局、統合幕僚会議及び技術研究本部等の付属機関におきましては、三十三年度の制服職員三十六人、一般職員三千二十一人の定員をそれぞれ七名及び百九十三人増加し、技術開発等の進行をはかることといたしております。

なお、予算の積算に当っては、前年度に引き続き極力繰越額及び不用額を少くすることを目標として、実行の可能かつ確実な経費のみを計上いたしました。

何分よろしく御審議を賜りたいと思ひます。

○平井委員長代理 ただいまの説明に対する質疑は次会に譲ることといたします。次会は公報をもってお知らせすることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

〔参照〕

法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第五二号）に関する報告書

文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第五五号）に関する報告書

運輸省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第八六号）に関する報告書

農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第八九号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕